



令和6年度危険物安全週間推進標語

ほし

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」

<もくじ>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

◆令和6年度前期危険物取扱者保安講習について◆

◆ご存知ですか？10年に1回は危険物取扱者免状の写真の書換えが必要です。◆

=====
【広島市危険物安全協会からのお知らせ】
=====

◆令和6年度前期危険物取扱者保安講習について◆

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習であり、受講義務者は次のとおりです。

- ① 危険物の取扱作業に新たに従事する人は、その日から1年以内。ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。
- ② 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している人は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

※この保安講習を受講しなかった場合は消防法違反となりますので、ご注意ください。

◀前期の保安講習の受付は既に終了していますが、申込が間に合わなかった方は、(一社)広島県危険物安全協会連合会(082-261-8251)にご相談ください。▶

令和6年度前期危険物取扱者保安講習《広島市での開催講習日程》

(1) 令和6年7月31日(水)

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(2) 令和6年8月1日(木)

9時30分～12時30分・・・給油取扱所

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(3) 令和6年8月2日(木)

9時30分～12時30分・・・その他(給油取扱所以外)

13時30分～16時30分・・・給油取扱所

≪講習会場は、いずれも 広島県健康福祉センター(広島市南区皆実町1-6-29)≫

※・「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習。

・「その他(給油取扱所以外)」とは、給油取扱所及び石油コンビナート等特別防災区域内の製造所等以外の製造所等において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習。

◆ご存知ですか？10年に1回は危険物取扱者免状の写真の書換えが必要です。◆

法令に基づき、危険物取扱者免状には写真が貼られていますが、この写真は10年以内に撮影されたものでなければなりません。そのため、最低でも10年に1回は写真の書換え(写真を新しいものに換えること)が必要になります。この手続きは保安講習と異なり、危険物取扱者として作業に従事しているか否かに関わらず必要になります。

現在、お持ちの危険物取扱者免状の写真が、撮影から10年を経過している方は、下記の手順を参考にして、写真の書換え手続きを行ってください。

1 書換えに必要なもの

(1) 書換申請書

書換申請書は、一般財団法人消防試験研究センター広島県支部やお近くの消防で配布しています。また、一般財団法人消防試験研究センターのホームページからもダウンロードできます。

[書換・再交付申請書 | 免状の交付・書換え等 | 一般財団法人消防試験研究センター \(shoubo-shiken.or.jp\)](http://shoubo-shiken.or.jp)

(2) 写真1枚

縦4.5cm×横3.5cm、6ヶ月以内に撮影したもの(正面、無帽、無背景、上三分身像)カラー、白黒どちらでも可。

(3) 現に交付を受けている危険物取扱者免状

(4) 免状返送用封筒(広島県支部で直接受け取る場合は、返信用封筒は不要です。)

定形封筒(長さ14cm～23.5cm、幅9cm～12cm)に申請者の住所・氏名を記入し、切手434円分(簡易書留郵送料)を貼ってください。

(5) 申請手数料 1600円

各消防署で配布している専用の納付書で広島県指定金融機関等に納付後、払込証明書の原本を申請書の裏側に貼ってください。

2 上記(1)～(5)を同封し、下記の申請先に郵送をしてください。

【申請先】 一般財団法人消防試験研究センター広島県支部

【住所】 〒730-0013 広島市中区八丁堀1-4-4 J E I 広島八丁堀ビル9階

TEL (082) 223-7474

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目 20-12 (広島市消防局 4F)

TEL (082) 546-3498 (直通) ・ FAX (082) 546-3497

Eメール kiankyo@nifty.com

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>
